

事 務 連 絡  
平成19年6月29日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発第0629002号  
平成19年6月29日

地方社会保険事務局長 殿  
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿  
都道府県老人医療主管部(局)

老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」（平成18年3月6日保医発第0306008号）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第226号）が公布され、平成19年7月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成19年7月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図らねたい。

記

別表のⅡの021の(2)中「及びカフ付き（1区分）」を「、カフ付き（1区分）及び酸素飽和度測定機能付き（1区分）」に、「合計7区分」を「合計8区分」に改め、同021の(3)の④の次に次のように加える。

⑤ 酸素飽和度測定機能付き

次のいずれにも該当すること。

ア 酸素飽和度測定用のファイバーを有すること。

イ マルチルーメン（ファイバー以外にカテーテルの構造が2管以上である）であること。

別表のⅡの151の次に次のように加える。

152 内視鏡用粘膜下注入材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「その他の内視鏡用非能動処置具(内視鏡用粘膜下注入材)」であること。
- (2) 内視鏡的粘膜切除術を施行する際に病変部位の粘膜下層に注入することにより、その部位に滞留して粘膜層と筋層との間を解離し、粘膜層の隆起を維持して病変部位の切除又は剥離の操作性を向上させるヒアルロン酸ナトリウム溶液であること。